

## コーポレートガバナンスに関する基本方針

サッポロホールディングス株式会社

### I. 総則

#### 1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、サッポログループの「経営理念」、「経営の基本方針」及び「運営基本原則」を以下のとおり定め、これを具現化し、グループ全体の持続的な企業価値向上を図っていくために、グループのコーポレートガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題として位置付け、持株会社体制の下でグループ内における監督機能、業務執行機能及び監査機能を明確化し、経営における透明性の向上と経営目標の達成に向けた経営監視機能の強化に努める。

##### (1) 経営理念

潤いを創造し豊かさに貢献する（2-1、3-1）

##### (2) 経営の基本方針

サッポログループは、ステークホルダーの信頼を高める誠実な企業活動を実践し、持続的な企業価値の向上を目指します（3-1）

##### (3) 運営基本原則

サッポログループは、純粋持株会社体制の下、次のとおりグループ運営基本原則を定め、各事業部門の自主性を維持しつつ、サッポログループの全体最適とシナジーの創出を追求し、企業価値の最大化を目指す。（3-1）

##### ①グループ全体最適の原則

グループ企業は、サッポログループの価値最大化及び全体最適を前提として、それぞれの事業活動に注力し、ひいては、グループ連結業績向上に貢献する。

##### ②自主独立の原則

グループ企業は、設立の主旨及びサッポロホールディングス社経営方針に基づくそれぞれのミッションの実現に向けて、経営基盤の強化を図ると共に、その自立を目指す。

サッポロホールディングス社は、グループ企業社長に当該企業経営に必要な執行権限を委ね、グループ企業社長は、その経営責任を負う。併せて、サッポロホールディ

ングス社はグループ企業の成長・発展のために必要な支援・助言を行う。

### ③相互協力の原則

サッポロホールディングス社ならびにグループ企業は経済合理性を考慮しつつ、資材・製品・サービス等の調達を始めとする事業の推進に相互に協力するとともに、グループとしてのシナジー効果実現に努める。

### (4) コーポレートガバナンスに関する基本方針の制定・改定等

コーポレートガバナンスに関する基本方針の制定、改定及び廃止に際しては、取締役会の決議を経るものとする。

## II. 株主の権利・平等性の確保（基本原則1）

### 2. 株主の権利・平等性の確保

当社は、少数株主や外国人株主を含め、株主の権利・平等性の確保に努めるとともに、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。（1-1、1-1-③、1-2-①）

### 3. 株主総会

(1) 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会開催日の3週間前までに発送する。

(1-2、1-2-①、②)

(2) 当社は、議決権行使の電子化、招集通知の電子的公表、招集通知の英訳（抄訳）、株主総会日程の適切な設定、議決権電子行使プラットフォームの利用等、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。（1-2-②、③、④）

(3) 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、信託銀行等と協議しつつ検討を行う。（1-2-⑤）

(4) 株主総会で相当数の反対票が投じられた会社提案議案については、取締役会において、反対の理由について原因の分析を行い、必要に応じて対応を検討する。（1-1-①）

(5) 当社は、株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案する場合は、取締役会において、当社のコーポレートガバナンス体制の整備状況を十分に考慮する。

(1-1-②)

### 4. 資本政策の基本方針

(1) 当社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、持続的

な成長と中長期的な企業価値向上に向け、資本効率を意識した資金調達、成長投資及び株主還元を行うことを基本方針とする。本方針の実効性を高めるため、中期経営計画等において、重要な経営指標の目標値を策定・公表し、最適な資本構成の実現を図るよう努める。(1-3)

(2) 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、取締役会において、その必要性及び合理性について十分に審議の上、決議するとともに、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示し、投資家・株主への説明を行う。(1-6)

## 5. 株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針

### (1) 株式の政策保有に関する方針

当社は、酒類、食品飲料、不動産等、お客様の生活に密着した事業を展開しており、事業戦略上、開発から調達・製造・物流・販売に至るサプライチェーンにおいて、様々な企業との協力関係が必要であるとの考えに基づき、係る協力関係の在り方を総合的に勘案した上で、中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合には、政策保有株式を保有することがある。政策保有株式については、毎年定期的に取締役会において、政策保有方針に沿って適切な保有・運用がなされているかを検証する。検証の結果、政策保有方針に合致しない政策保有株式については縮減を図る。

### (2) 政策保有株式に係る議決権の行使

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使に当たり、当社の保有方針及び投資先の株主共同の利益に鑑み、中長期的な視点から総合的に賛否を判断する。議案の内容等については、必要に応じて投資先と対話を行う。

(1-4、1-4-①、②)

## 6. 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### (会社の支配に関する基本方針)

(1) 当社は、当社の企業価値の向上については株主共同の利益の最大化に取り組む観点から会社法施行規則第118条3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(会社の支配に関する基本方針)を定める。

(2) 当社は、企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付行為を行う者に対し、株主がその是非を判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求め、独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を講ずるものとし、これを会社の支配に関する基本方針に定める。

(1-5、1-5-①)

## 7. 関連当事者間の取引

当社は、取締役会規程の定めに基づき、取締役との間で、競業取引、自己取引及び利益相反取引を行う必要がある場合は、あらかじめ取締役会で承認を得なければならないものとする。

主要株主等との取引については、別途社内規程を定め、役員・従業員に対して周知徹底を図る。(1-7、4-3)

### Ⅲ. ステークホルダーとの適切な協働（基本原則2）

#### 8. 企業行動憲章

(1) 当社は、当社及び当社グループで働く全ての役員及び従業員が、サッポログループの経営理念を日常の行動で実現するための基本方針として、「サッポログループ企業行動憲章」を制定する。本憲章の改訂に際しては、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定を経るものとする。本憲章については、当社ホームページにて開示する。(2-2)

(2) 当社は、「サッポログループ企業行動憲章」の遵守状況について、定期的に確認を行い、取締役会に報告する。(2-2-①)

#### 9. ステークホルダーとの関係

(1) 当社は、当社の中長期的な企業価値の向上のため、当社の株主・投資家、顧客、地域社会、NPO・NGO、行政、取引先・関係会社、従業員とその家族等の様々なステークホルダーの利益を尊重し、適切な協働を図る。(2-2)

(2) 当社は、サステナビリティを巡る課題の重要性に鑑み、「サッポログループ サステナビリティ方針」を策定し、企業グループとして、人々の幸せな笑顔のために、地球環境や社会の課題に向き合い、取り組むとともに、ステークホルダーとの協働・共栄に励み、原点からの発想を大切にし、知恵を尽くして持続可能な笑顔の創出に挑む。(2-3、2-3-①、3-1-③)

(3) 当社は、経営理念の実現に向け、あらゆる多様性（性別・年齢・障がい・国籍・学歴・雇用形態・価値観等）を尊重し、多様な発想・考え方を有する人財（※）を認め活かし、一人ひとりの能力が最大限発揮できる環境の整備を強化する。(2-4、2-4-①)

※サッポログループではすべての従業員を会社の宝であり最大の財産である「人財」と位置づけ、「人材」を「人財」と表記しています。

#### 10. 内部通報制度

当社は、社内の違法行為や不正等が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、「サッポログループ企業倫理ホットライン」を設置する。「サッポログループ企業倫理ホットライ

ン」については、社内窓口及び経営陣から独立した窓口を併設し、通報者等からの信頼性を高めることにより、内部通報制度の適切な運用を図る。通報された内容は、法令、社内規程に従って厳格に秘密として管理し、通報者に対する不利益な取り扱いは行わない。また、内部通報制度の運用状況については、定期的に取り締役会に報告し、運用状況を監督する。(2-5、2-5-①)

#### 1 1. 企業年金基金の運営

当社は、サッポロビール企業年金基金を設け、企業年金資産の管理・運用を委託する。当社は、企業年金の運用が従業員の資産形成や当社の財政状態に影響を与えることを十分認識し、当基金に対し、必要な経験や資質を備えた人財を配置するとともに、その育成に努める。

当基金は、以下のとおり運用を行う。

(1) 企業年金の積立金の運用に当たっては、積立金の運用に関する基本方針を定めるとともに、将来に亘って健全な年金制度運営を維持するために必要な運用収益目標を達成するため、中長期的な観点から政策的資産割合を策定する。

(2) 運用受託機関及びファンドの選定、運用状況のモニタリング並びに運用受託機関による報告内容の評価を適切に行う。

(3) 積立金の運用を複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用受託機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにする。

(2-6)

### IV. 適切な情報開示と透明性の確保 (基本原則3)

#### 1 2. 情報開示方針

(1) 当社は、会社法その他関係法令に基づき、当社及び当社グループのリスク管理、内部統制システム、法令順守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。

(2) 当社は、会社法及び金融商品取引法その他関連法令、並びに適用のある金融商品取引所規則の順守はもとより、独自のディスクロージャーポリシーを別途定め、いかなる時でも公正で信頼性のある情報を継続して開示する。

(3) 当社は、財務情報のみならず、経営理念、経営戦略、中期経営計画等の非財務情報についても積極的に開示する。経営戦略及び中期経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本方針を示すとともに、具体的な経営目標及びその実現のための計画並びに事業ポートフォリオの基本的な考え方とその見直しの状況を併せて開示する。

(4) 当社は、情報開示に際しては、合理的な範囲において、英語での情報開示を行う。

(3-1-①、②、③、5-2、5-2-①)

## V. 取締役会等の責務（基本原則4）

### 13. 取締役及び取締役会

#### (1) 取締役の役割・責務

①取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、持続的な企業価値の向上及び株主共同の利益のため、取締役としての職務を執行する。

②取締役は、必要に応じて、会社に対して追加の情報提供を求める等その職務を執行するために十分な情報を能動的に収集するとともに、取締役会において、互いに積極的に意見を表明し、建設的な議論を尽くす。

③取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。

④取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役規程その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解するものとする。

(4-5、4-13、4-13-①)

#### (2) 独立社外取締役の役割・責務

①独立社外取締役は、持続的な企業価値の向上に向けて、必要に応じて、会社に対して追加の情報提供を求める等その職務を執行するために十分な情報を能動的に収集するとともに、自らの知見に基づき、適切な助言を行う。

②独立社外取締役は、取締役会の重要な意思決定を通じ、利益相反を含む経営の監督を行う。

③独立社外取締役は、経営陣から独立した立場で、取締役会が決定した経営戦略、中期経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣の業績を検証及び評価するとともに、少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役会において適切に反映させる。

(4-7、4-13、4-13-①)

#### (3) 取締役会の役割・責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指すとともに、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の役割を果たす。また、取締役は、取締役会が自由闊達で建設的な議論・意見交換ができる場となるようにその気風の醸成に努めるものとする。(4-12)

①取締役会は、取締役会が判断・決定すべき事項を取締役会規程に定める。(4-1-①)

②取締役会は、中長期にわたる経営構想や中期経営計画の策定に際しては、経営理念に基

づき、戦略的な視点から内容を精査し、建設的な議論を行う。また、中期経営計画の実行に際しては、その進捗管理を徹底し、目標と実績との乖離がある場合には、その原因分析を行い、次期計画に反映させる。(4-1、4-1-②)

③取締役会は、中長期的な企業価値向上に向けて、当社経営陣及び当社グループ会社経営陣の健全な企業家精神の発揮を督励する。取締役会に上程された議案の審議に際しては、独立した客観的な立場で、多角的な視点から内容の精査を行い、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の決定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を行うとともに、適切なリスクテイクを支援する環境整備を行う。(4-2)

④取締役会は、独立した客観的な立場から、当社取締役・経営陣及び当社グループ会社経営陣に対する実効性の高い監督を通じて、会社の業績評価を適切に行い、当社経営陣幹部の人事、評価及びその報酬の決定に公正かつ適切に反映させる。また、取締役会は、適時適切な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備し、それらの実施・運用状況に関する定期報告により、当該管理体制が適切に運用されていることを確認する。(4-3、4-3-①、④)

⑤取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、当社のサステナビリティを巡る仕組みについて検討を深め、基本的な方針を策定する。また、人財やブランドへの投資等の経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行う。(2-3-①、4-2-②)

⑥取締役会は、監査等委員会又は外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制を確立する。(3-2-②)

#### (4) 取締役会の構成

①取締役会は、定款の定めにより12名以内の員数で構成し、その内5名以上は独立社外取締役とする。

②取締役会の傘下に、取締役会の諮問機関として報酬委員会、指名委員会及び社外取締役委員会を設置する。

③取締役が、他の上場会社の役員を兼任する場合には、その範囲は合理的な範囲に留めるとともに、その兼任状況を毎年開示する。

(4-6、4-8、4-10、4-10-①、4-11-②)

#### (5) 取締役会の諮問機関

##### ①指名委員会

(i) 当委員会は、以下の審議、推薦及び提言等を行うことを目的とする。

- ・ 取締役及び補欠の取締役候補者の取締役会への推薦
- ・ 取締役社長の後継者計画策定状況及び実施状況の確認並びに意見交換
- ・ 社長経験者の顧問等の役職者選任に関する審議及び取締役会への提言

・経営陣幹部（取締役社長を含む取締役）の解任に関する審議及び取締役会への提言

(ii) 当委員会は、独立社外取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役及び取締役社長をもって構成する。なお、取締役社長に欠員または事故あるときは取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役（監査等委員である取締役を除く）を委員とする。

(iii) 当委員会の委員長は、独立社外取締役（監査等委員である取締役を除く）から1名選任する。

(iv) 当委員会は、社内取締役候補者として、取締役会において的確・迅速・公正な意思決定が行われるよう、社内における高度な専門知識及び職務遂行能力を有した人財を推薦する。

(v) 当委員会は、独立社外取締役候補者として、当社が定める「社外取締役の独立性基準」（別紙1）を満たす者であることを要件とするとともに、企業経営や特定の専門領域における豊富な経験・実績・見識を有し、当社の経営課題についての的確な提言・助言を行うことができる人財を推薦する。

(vi) 当委員会は、取締役候補者の検討に際しては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及びジェンダー・国際性・職歴・年齢を含む多様性について考慮する。

(vii) 当委員会は、監査等委員である独立社外取締役候補者として、当社が定める「社外取締役の独立性基準」（別紙1）を満たす者であることを要件とする。尚、監査等委員会全体として、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有している者を選任するとともに、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上となるよう努める。

(viii) 当委員会は、取締役社長の後継者育成及び選任について、これらが適切に計画的に行われるように後継者育成計画の策定状況及び実施状況を確認するとともに意見交換を行う。

(ix) 当委員会は、経営陣幹部について、法令若しくは定款に違反し、当社に多大な損失を発生させた場合、又はその職務の遂行について著しく支障があると認められる場合には、その解任について審議し、取締役会に提言する。

(3-1、4-1-③、4-3-②、③、4-9、4-10-①、4-11、4-11-①)

## ②報酬委員会

(i) 当委員会は、取締役会の決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬制度・賞与制度の策定及び取締役（監査等委員である取締役を除く）の個別報酬額並びに社長経験者の顧問等の役職者が選任された場合における当該役職者の個別報酬額の決定を行うことを目的とする。

(ii) 当委員会は、独立社外取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役及び取締役社長をもって構成する。但し、取締役社長に欠員または事故あるときは



取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役（監査等委員である取締役を除く）を委員とする。

(iii) 当委員会の委員長は、独立社外取締役（監査等委員である取締役を除く）から1名選任する。

(iv) 当委員会は、当社の持続的な成長に資することを目的として、現金報酬及び自社株報酬等を組み合わせ、中長期的な業績と連動する報酬制度・賞与制度を策定する。

(3-1、4-2-①、4-10-①)

### ③社外取締役委員会

(i) 当委員会は、独立社外取締役による、当社及び当社グループの経営戦略、並びにコーポレートガバナンスに関する事項等について情報交換、認識共有を図ることを目的とする。

(ii) 当委員会は、原則として全ての独立社外取締役で構成する。尚、当委員会には、委員長の求めに応じ、取締役社長又はグループ執行役員社長以下当社及びグループ会社経営陣幹部、並びに外部会計監査人等を同席させることができる。

(iii) 当委員会の委員長は、独立社外取締役（監査等委員である取締役を除く）から1名選任する。当委員長は、独立社外取締役と経営陣の連絡・調整や監査等委員会との連携を図る。

(3-2-②、4-8-①、②、4-10-①)

### (6) 取締役会の評価

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価に基づき、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。(4-11-③)

### (7) 取締役会に対する支援体制

①取締役会は、取締役会の運営を円滑に進めることを目的として、取締役会事務局を設置する。

②取締役会事務局は、審議の活性化を図るため、各取締役に対して、各審議事項の十分な情報を提供するとともに、取締役会の資料を開催日に十分先だって配布する等事前の検討期間を適切に確保する。また、取締役会事務局は、取締役から情報の提供を求められた場合には、これを提供する。

③取締役会事務局は、年度末までに、次年度の取締役会のスケジュール及び主たる審議事項を調整・決定するとともに、各取締役会における審議項目数や審議時間の適切な確保を行う。

④取締役は、必要に応じて、会社の費用にて外部の専門家の助言を得ることができる。

(4-12-①、4-13、4-13-②、③)

#### (8) 取締役に対するトレーニング方針

当社は、取締役に対して、その役割・責務に係る理解を深め、その職責を十分に果たすことができるよう、以下のトレーニングを実施する。

①新たに取締役に就任する者に対しては、会社法を始めとする必要な法令及びコーポレートガバナンスに関する研修を行う。

②取締役就任後も、法改正や経営課題等に関する社内外の多様な研修プログラムを設ける。

③新たに独立社外取締役に就任する者に対しては、当社グループの概要、経営戦略、財務状態その他の重要な事項について必要な説明を行う他、当社グループについての理解を深めることを目的として、グループ会社の工場や研究拠点等を視察する機会を設ける。

(4-14、4-14-①、②)

#### 14. 監査等委員である取締役及び監査等委員会

##### (1) 監査等委員である取締役の役割・責務

①監査等委員である取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益に資するため、監査等委員会を構成し、監査等委員である取締役としての職務を執行する。

②監査等委員である取締役は、その職務を執行するため、必要に応じて、会社に対する追加の情報提供の要求及び法令に基づく調査権限の行使を含め、十分な情報を収集する。

(4-5、4-13、4-13-①)

##### (2) 監査等委員である独立社外取締役の役割・責務

①監査等委員である独立社外取締役は、自らの知見に基づき、経営の健全性・透明性の向上に貢献するため、中立的・客観的な立場から、監査等委員である独立社外取締役としての職務を執行する。

②監査等委員である独立社外取締役は、その職務を執行するため、必要に応じて、会社に対する追加の情報提供の要求及び法令に基づく調査権限の行使を含め、適切に情報を収集する。

(4-13、4-13-①)

##### (3) 監査等委員会の役割・責務

監査等委員である取締役及び監査等委員会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任、監査報酬及び取締役の選解任・報酬等についての決定・意見陳述に係る権限の行使等に当たり、以下の役割・責務を果たす。

①監査等委員である取締役及び監査等委員会は、監査等委員である独立社外取締役の独

立性・専門性と監査等委員である社内取締役の情報収集力を活かし、独立した客観的な立場において、適切な判断を行う。

②監査等委員である取締役及び監査等委員会は、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会において或いは経営陣に対して、適切な意見を述べる。

③監査等委員である取締役及び監査等委員会は、独立社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく、情報収集力の強化を図ることができるよう、独立社外取締役との連携を確保する。

④監査等委員会は、会計監査人の評価基準及び選任基準を策定し、独立性と専門性について確認する。

⑤監査等委員である取締役及び監査等委員会は、内部監査部門との連携を確保するとともに、必要に応じて、独立社外取締役への情報提供を行う等の連携を確保する。内部監査部門の使用人は、監査等委員会の指示を受けてその職務を補助する場合は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

⑥監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任、解任及び辞任並びに報酬等についての意見を決定することができ、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、その意見を述べるができる。

（1-6、3-2-①、4-4、4-4-①、4-13-③）

#### （4）監査等委員会の構成

①監査等委員会は、定款の定めにより4名以内の員数の監査等委員である取締役で構成する。

②監査等委員である取締役が、他の上場会社の役員を兼任する場合には、その範囲は合理的な範囲に留めるとともに、その兼任状況を毎年開示する。

（4-11-②）

#### （5）監査等委員である取締役に対するトレーニング方針

当社は、監査等委員である取締役に対して、その役割・責務に係る理解を深め、その職責を十分に果たすことができるよう、必要なトレーニングを行う他、第13項（8）に定める取締役と同様のトレーニングを実施する。

（4-14、4-14-①、②）

### 15. 外部会計監査人

当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して、責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて、以下のとおり適切な対応を行う。

（1）外部会計監査人が、高品質な監査を行うための十分な監査時間を確保する。

（2）外部会計監査人が、当社経営陣幹部への面談を希望した場合は、面談機会の確保をす

る。

(3) 外部会計監査人と監査等委員である取締役、内部監査部門及び独立社外取締役との連携を確保する。

(4) 外部会計監査人が不正を発見し、適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の当社の対応体制を確立する。

(3-2、3-2-②)

## VI. 株主との対話（基本原則5）

### 16. 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、株主との建設的な対話を促進するため、以下の体制を整備する。

(1) インベスター・リレーションズ（IR）及びシェアホルダー・リレーションズ（SR）担当役員を株主との対話全般に関する統括責任者とする。

(2) 統括責任者は、株主から個別の対話の申し込みがあった場合は、株主の主な関心事項を確認した上で、合理的な範囲で面談を行う。但し、必要に応じて、統括責任者に代わり、統括責任者以外の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む）、IR又はSR担当責任者が面談に臨む場合もある。

(3) 株主との対話を補助するため、総務部門、財務部門、コーポレートコミュニケーション部門が定期的に会合を持ち、積極的な連携を図る。

(4) 個別面談以外の対話手段として、定期的にアナリスト向けの決算説明会や適宜経営戦略に関する説明会を実施する。また、当社ホームページにおいて、適時適切な情報開示を行う。

(5) 定期的に株主構造の把握を行い、株主との対話の促進に努める。対話において把握された株主の意見・懸念については、統括責任者より経営陣に報告する。

(6) 決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、各四半期の決算期日の翌日から各決算発表日までの一定期間を沈黙期間に設定し、この期間は、原則として決算に関する質問への回答やコメントを差し控える。また、毎年定期的にインサイダー情報に関する社内教育を徹底し、インサイダー情報の漏洩防止に努める。

(5-1、5-1-①、②、③)

以上

2015年12月18日制定  
2016年12月16日改定  
2017年12月15日改定  
2018年11月 2日改定  
2019年 3月28日改定  
2020年 3月27日改定  
2020年 4月16日改定  
2021年 3月30日改定  
2021年12月22日改定  
2023年 3月30日改定  
2024年 3月28日改定

本基本方針の各条項の（ ）内の番号は、東京証券取引所上場規則におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に対応する。

### 社外取締役の独立性基準

1. 当社において社外取締役が独立性を有する社外取締役（以下「独立役員」という。）というためには、適用ある金融商品取引所が定める独立性基準を充足しており、かつ、当該社外取締役が以下の（1）から（3）のいずれにも該当してはならないものとする。
  - （1）現在又は過去10年間において、当社又は当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者であった者（※1）
  - （2）現在又は過去3年間において、以下の①から⑧のいずれかに該当している者
    - ①当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者（※2）
    - ②当社グループの主要な取引先又はその業務執行者（※3）
    - ③当社グループから役員報酬等以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）（※4）
    - ④当社グループの主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）（※5）
    - ⑤当社の業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
    - ⑥当社グループから多額の寄付を受けている者又は寄付を受けている団体の理事その他の業務執行者（※6）
    - ⑦当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員
    - ⑧当社グループの主要な借入先又はその業務執行者（※7）
  - （3）上記（1）又は（2）に掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等内の親族
2. 当社において独立役員であるというためには、当社の一般株主全体との間で、上記1. の（1）から（3）で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない社外取締役であることを要する。
3. 上記1. の（1）から（3）のいずれかに該当する社外取締役であっても、当該社外

取締役の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える社外取締役については、当社は、当該社外取締役が適用ある金融商品取引所が定める独立性基準を充足しており、かつ、当該社外取締役が当社の社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該社外取締役を当社の独立役員とすることができるものとする。

(注)

- ※ 1. 過去10年間のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間とする。「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。
- ※ 2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結売上高（年間連結売上収益）の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者をいう。
- ※ 3. 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結売上収益の2%以上の支払いを当社グループに行った者をいう。
- ※ 4. 「当社グループから役員報酬等以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家」とは、直近事業年度において役員報酬等以外にその者の年間連結売上高（年間連結売上収益）の2%若しくは1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭又は財産を当社から得た者又は法律事務所、監査法人、税理士法人若しくはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであつて、直近事業年度においてそのファームの年間総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けたファームの社員、パートナー、アソシエイト若しくは従業員である者をいう。
- ※ 5. 「当社グループの主要株主」とは、当社グループ各社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者又は保有する法人をいう。
- ※ 6. 「多額の寄付」とは、直近事業年度における年間1,000万円以上又は当該団体の平均年間総費用の30%のいずれか高い方の額の寄付をいう。
- ※ 7. 「当社グループの主要な借入先」とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。

2017年12月15日制定

2019年 3月28日改定

2020年 3月27日改定